

市街化区域の農地転用届出の案内

各務原市農業委員会

＝提出書類＝

正本1部、副本1部、合計2部ご提出ください。

	農地転用届出に係る提出書類 ◎：原本、○：写し	正本	副本
1	農地転用届出書	◎	◎
2	土地の登記事項証明書【全部事項証明または現在事項証明書】（3か月以内のもの）	◎	
3	届出地の案内図（住宅地図の写し等、届出地を着色してください）	○	
4	届出地の公図（字絵図）（隣接地の地目、方位を明記、届出地を着色してください）	○	○
5	施設及び建物の配置図兼造成計画図 （1:100 から 1:2000 程度、排水施設計画と方位を明記、届出地を着色してください）転用目的が太陽光発電施設の場合、配置図及びパネルの高さが分かる図面（立面図）もお願いします。	○	○
6	（届出に係る転用の目的が建築物の建築又は工作物の建設である場合） 建物及び施設の平面図（1:100 程度）（方位を明記）	○	○
7	（届出者が法人の場合） 法人の登記事項証明書等（3か月以内のもの）	◎	
8	（届出に係る土地が土地改良区受益地内にある場合） 土地改良区の意見書（本市は、羽島用水土地改良区と各務用水土地改良区があります。届出地が受益地内かどうかは、裏面照会先へ直接お問い合わせください。）	◎	
9	（土地の登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合） 所有者の住民票等、戸籍の付票または土地の名称地番変更証明書	◎	
10	（相続登記が未済の場合） 相続を証する書面（戸籍謄本及び改製原戸籍謄本）と相続人の住民票 他の相続人の相続放棄の証明、相続分不存在証明又は遺産分割協議書 相続関係説明図（住所と生年月日、亡人は死亡年月日を記載する）	◎ ○ ◎	◎
11	（所有権以外の権限に基づいて届出する場合） 所有者の同意書	◎	
12	（届出地につき賃借権等に基づく耕作者がいる場合） 農地法第18条の許可があったことを証する書面又は耕作者の同意書（6 か月以内のもの）	◎	
13	（届出に係る土地が土地区画整理中である場合） 仮換地指定通知書または仮換地指定証明書、仮換地明細書 仮換地位置図、仮換地明細図	◎ ○	○
14	委任状（職名、法人の場合は法人名も記載したもの）	◎	
15	その他委員会または各務原市が必要と認める書類等（別途指示ある場合）	◎	○

＝注意事項＝

- ① 農地転用届出書は、適法に受理されるまでは届出の効力が発生しませんので、受理通知書の交付前に転用行為に着手しないでください。
- ② 受理通知書を交付する際、農地転用届出済標識をお渡ししますので、転用事業が完了するまで届出に係る土地に掲示してください。また、転用事業完了後は速やかに地目変更登記を行なってください。
- ③ 届出書は随時受け付けます。標準処理期間は受付日から10日間です。ただし、年末年始及び年度末、年度始め、届出に係る転用により紛争の生じる恐れのある場合には若干の時日がかかることがあります。
- ④ 転用に係る事業が他の法令に抵触していないか、届出者の責任において確認してください。
1,000㎡以上の面積で開発行為を行う場合、都市計画法の開発許可が必要となる場合があります。また、所有権移転をする面積が2,000㎡以上の場合、国土法の届出が必要となる場合があります。どちらも、各務原市役所都市計画課へご確認ください。

- ⑤ 隣地承諾書は不要ですが、あらかじめ事業者の責任において近隣土地利用者と事業計画を協議してください。
- ⑥ 受理書は再発行できません。
- ⑦ 当初届出と異なる事業者、目的または条件により転用しようとするときは別途、届出が必要となります。
- ⑧ 当農業委員会では羽島用水土地改良区及び各務用水土地改良区からの依頼により土地改良区受益地内の転用届出の場合、転用事業者において事前に土地改良区に通知していただくようお願いしています。なお、土地改良区へ転用決裁金の支払いが無いと土地改良区の賦課金が引き続き賦課される恐れがあります。
- ⑨ 7、9、10については、原本還付が可能です。正本に原本証明済みの写しを添付の上、原本を副本（本人控）に添えて提出してください。
- ⑩ 農業委員の署名押印は不要です。

＝記載要領＝

- ① 届出書2部共に転用事業者と手続代行者の連絡先電話番号、手続代行者の職名氏名を表示してください。
- ② 標題部及び記1当事者の別欄の「譲受人」「譲渡人」の字句は、権利が賃借権又は使用貸借権の場合は抹消し、それぞれ、「賃借人」「賃貸人」又は「使用借人」「使用貸人」の字句に訂正してください。
- ③ 届出者が未成年者の場合は、未成年者と親権者が連署し、親権者のみ押印し、戸籍謄本を添付してください。なお、親権者と子の利益相反行為の場合は、子のための特別代理人を選任する必要があります。
- ④ 標題部の「農地」「(採草放牧地)」はいずれか不要の文字を抹消してください。
- ⑤ 標題部の「設定」「移転」はいずれか不要の文字を抹消してください。
- ⑥ 公簿面積と実測面積が10%以上相違する場合は、必要に応じて実測面積を「(実測〇〇㎡)」と併記してください。また、一次利用指定地は記2に2段書で、上段に一次利用指定地の所在、面積等の内容を朱書きし、従前の土地の内容を下段に併記して下さい。
- ⑦ 土地登記簿上の所有者と現在の所有者が異なる場合は備考欄に登記簿上の所有者を記入してください。
- ⑧ 転用の目的欄は具体的利用目的を記載してください。(「現況利用」「雑種地」等の文言は不可)
- ⑨ 権利の設定・移転の別欄は「設定」「移転」のいずれかの字句を抹消してください。
- ⑩ 「転用することによって・・・被害防除施設の概要」欄には土止め措置、雨水及び排水の処理計画を始めとした被害防除措置を具体的に記載し、更に被害が生じた場合の対処方法についても記載してください。

＝照会先、相談窓口＝

- ※ 羽島用水土地改良区 058-388-2626
〒501-6074 羽島郡笠松町新町42番地
- ※ 各務用水土地改良区 058-215-0751
〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14-12 シンクタンク庁舎3階
- ※ 各務原市農業委員会 058-383-1129 (農政課直通)
〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地 市農政課内
- ※ 岐阜県庁 農政部 農村振興課 058-272-1111
〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号
- ※ 東海農政局 農村計画部 農村振興課 052-201-7271
〒460-8516 名古屋市中区三の丸1丁目2番2号